

## 令和元年第 9 回教育委員会定例会

開会年月日 令和元年 5 月 10 日（金）  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩  
同 委 員 高 柳 誠  
同 委 員 坂 口 節 子  
同 委 員 新 井 良 保  
同 委 員 伊 神 泉

## 議 題

## 1 陳情

- (1) 平成 19 年陳情第 4 号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成 23 年陳情第 4 号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成 23 年陳情第 19 号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する  
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成 23 年陳情第 20 号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕
- (5) 平成 25 年陳情第 8 号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求  
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成 25 年陳情第 9 号 都市計画道路補助 135 号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを  
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成 26 年陳情第 1 号 都市計画道路補助第 135 号線整備計画（素案）の撤回を求める陳  
情〔継続審議〕
- (8) 平成 26 年陳情第 2 号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて  
〔継続審議〕
- (9) 平成 27 年陳情第 6 号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実  
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成 27 年陳情第 9 号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成 28 年陳情第 3 号 就学援助の入学準備金 3 月支給など、制度拡充に関する陳情  
〔継続審議〕

## 2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

## 3 報告

- (1) 教育長報告
- ① 教科書展示会の開催について
  - ② いじめ等対応アプリの運用開始について
  - ③ 第37回練馬こどもまつりの開催について
  - ④ その他
    - i その他

開 会            午前    10時00分  
 閉 会            午前    10時38分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	堀 和 夫
こども家庭部長	小 暮 文 夫
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	竹 内 康 雄
同 保健給食課長	小 林 敏 行
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同 こども施策企画課長	太 田 喜 子
同 保育課長	宮 原 正 量
同 保育計画調整課長	大 窪 達 也
同 青少年課長	加 藤 信 良
同 練馬子ども家庭支援センター所長	武 熊 雅 郎

教育長

ただいまから、令和元年第9回教育委員会定例会を開催する。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、陳情11件、協議1件、教育長報告3件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕

- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて  
〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情  
〔継続審議〕

教育長

初めに、陳情案件である。

継続審議中の陳情11件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議案件1件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

- ① 教科書展示会の開催について
- ② いじめ等対応アプリの運用開始について
- ③ 第37回練馬こどもまつりの開催について
- ④ その他
  - i その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は3件、ご報告をする。  
それでは、報告の①番について説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

教科書展示会は毎年行っているが、今年は小学校用教科書の採択があるので、法定展示会に先だって特別展示会を実施するという、さらに区独自の展示を行うということで、今、説明があった。

展示会に閲覧に来た方々が、何か意見を述べることはできるのか。

学校教育支援センター所長

意見箱を設置しており、ご意見があればアンケート用紙にご記入いただくことになっている。

教育長

わかった。今、補足をさせていただいた。

この案件について、何かご質問、ご意見があったら出していただきたい。いかがか。

坂口委員

教科書が公に展示され、たくさんの人たちに見ていただいてから選ばれるというのは、非常にいいやり方だと思う。練馬区に図書館は複数あるが、展示場所として3館だけが選ばれている。光が丘図書館は、学校教育支援センターが近いから省いてもいいという考えだと思うが、この3館に限られたのはなぜなのか教えていただきたい。

学校教育支援センター所長

見本本の教科書が、センターへは2セットしか来ない。1セットについては全期間を通してセンター内に設置し、もう1セットについては地域バランスを考え、大泉、関町、貫井図書館に順次持ち回りで設置し、見ていただく方法をとっている。

坂口委員

わかった。

教育振興部長

教科書展示会は、教科書発行に関する臨時措置法に基づいて行っており、どこの自治体も必ず1カ所、教科書センターを設けることになっている。小さい町村においては、複数の町村で1カ所というところも例外的にはあるが、基本的には全自治体が1カ所設けている。大規模自治体であっても2カ所設置するということはない。この措置法の別表に、光が丘6-4-1の学校教育支援センターが教科書センターとして位置づけられている。この教科書センターで、毎年、法定展示を14日間実施し、教科書の採択がある年については、さらにその前に10日間の特別展示を実施するというのが、基本的な教科書展示会の内容である。

ただ、教科書センターが1カ所だと、区民の方がご覧になりたい場合、光が丘までおいただかなくてはいけないという状況になる。そこで、区独自の展示というのを行っているのだが、先ほど申し上げたように、学校教育支援センターに2セットしか配付されないので、このうち1セットをセンターに常備をした上で、さらに図書館の会議室をかりて展示を行っている。この区独自の展示については、地域バランスを考えて大泉、関町、それから比較的交通の便のいい貫井図書館で実施をしているところである。

各図書館の会期については、図書館の会議室の空き状況によるものである。法定展示および特別展示を実施する会期が、国から示されるのが直近なため、その段階では既に会議室が貸し出されていることもある。今回、大泉図書館と貫井図書館の間に5日間空いているのは、そのような理由によるものである。

いずれにせよ、従来なかった区独自展示を行うことによって、より区民の皆様の閲覧に供するというのが教科書展示会の内容である。

教育指導課長

小学校においても教科書見本本の展示会場を設けて、小学校の先生方に見ていただく期間をとっている。見本本の数が限られているため、区全体で4つの小学校に置き、その4つの小学校に見に行く、研究をしに行くということを計画している。

坂口委員

よくわかった。ありがとう。

教育長

ほかにご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、この案件は以上とさせていただきます。  
次に、報告の②番について説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

いじめ等対応アプリの実施については、以前にもご報告させていただいたが、来月から運用を開始するという内容で今報告があった。

この件について、何かあるか。

伊神委員

本人ではなく、友達のことをアプリで報告する場合、その報告者の身元を入力するところはないのか。

学校教育支援センター所長

これは、匿名で通報できるアプリとなる。中学生になると、先生に相談しづらかったり、また、言いつけたことで自分たちが次のターゲットになるのではないかという心配がある中で、知っていても先生へ伝えないといったことがある。統計上も小学校6年生から中学校1年生へ上がるときに、いじめ認知件数は2倍ぐらいの増加だが、誰にも相談しない数になると4倍になる。そういったこともあり、匿名性を保つことで相談する機会を確保している。

教育長

自ら名乗り相談する手段は、ほかにもあるので、あえて匿名性を保つ形でやっている。もしそういうことがあった場合には、気軽にこのアプリで通報していただきたいため、あえて名前を書かせない。ただ、学校名がわからないと対応のしようがないので、学校名だけは書いていただく。

ほかにかがが。

高柳委員

いじめの早期発見、それから対応ということで大変いい取り組みだと思う。

2つ質問がある。2枚目の通報ページのイメージ図の左上に「返事が必要な場合、急ぎの場合、誰かと話をしたい場合などは、電話窓口を使ってください」とあるが、その上に「直接お返事をすることはできません」とある。これは、後で折り返しの連絡をしないということなのか。返事が必要な場合は、相談や通報をした人がもう1度、連絡をしなければいけないということなのか。これが、1点目の質問である。

2点目は、イメージ図の左下あたりに「ねりまホッとアプリから学校に知らせる」とあるが、学校だけに知らせるのか。ほかにも連絡がいき、学校と一緒に対応するということができないのか。教えていただきたい。

学校教育支援センター所長

まず、1点目の返信についてであるが、このアプリは、匿名で通報していただくものであり、返信のしようがないというところがある。返事がほしい場合には、状況欄のところへ、返事がほしい旨と返信先などを書いていただくことになる。

また、このアプリは一方通行の通報アプリとなっている。直接やりとりがしたいといった場合には、左側のイメージ図のとおり、電話窓口等をご利用いただきたいということで案内している。

つぎに、2点目の学校にだけ連絡がいくのかということであるが、連絡は教育委員会で受け、内容を確認したうえで学校に連絡をするというルートになっている。

教育長

事案によっては学校だけでなく、学校教育支援センターや子ども家庭支援センターなどが対応することもあると思う。場合によっては、警察の対応が必要な場合もあるかもしれない。教育委員会に一旦情報が集まるので、そこで仕分けをしていきたいと思っている。ただ、子供たちにとっては、やはり学校できちんと対応してくれるのかどうかというのが一番心配なことなので、ここでは学校と書いてある。

高柳委員

わかった。ありがとう。

教育長

ほかにいかがか。

坂口委員

匿名でも心配なことがあったら、いつでも通報できるという形が整った。このアプリが活躍してほしいという気持ちと、これで救われる子供たちがいたらいいという気持ち、相反することだと思いながら聞いていた。

セーフティーネットとして、やはり必要なことだと思う。今後、うまくいった事例などがあれば、プライバシーにかかわらない範囲で教えていただきたい。

教育長

半年なり1年が経過した段階で、どの程度、どのような形で使われているのか、報告してもらいたいと思っている。運用する中でいろいろと課題が出てくると思うので、アプリの運用自体を変えていったほうがいいのか、それとも別な手段を考えなければいけないのかなど検討していければと思う。

ほかにいかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、この案件は以上とさせていただきます。  
次に、報告の③番について説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

毎年恒例のこどもまつりであり、大勢の子供たちが参加している。  
この件について、何かあるか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、本日の案件は以上となる。事務局からその他の報告は何かあるか。

事務局

特段ない。

教育長

委員の皆様から何かあるか。よろしいか。  
それでは、以上で第9回教育委員会定例会を終了する。